

# 教育厚生委員会審査報告

平成29年9月27日  
教育厚生委員長 馬場 尚之

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第81号議案	平成29年度長崎市一般会計補正予算（第3号） 第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第1項中 第24目 第3款 民生費 第10款 教育費 第2項	原案可決
第83号議案	平成29年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算 （第1号）	原案可決
第88号議案	長崎市立中学校条例の一部を改正する条例	原案可決
第94号議案	製造の請負契約の締結について（長崎市科学館展示 室リニューアルに伴う展示物製造）	原案可決 なお、別紙附 帯決議を可決
請願第3号	国民健康保険税の引き下げを求める請願について	不採択
請願第4号	市議会一般質問での理事者による議員への虚偽答 弁、及び市長が複数の社会福祉法人と交わした契約 書での契約違反行為と社会福祉法人に提出した公 文書での偽造記載、及び、陳情書の審査における理 事者の虚言、委員会の審査と審査概要の疑義、並び に、公共施設・市有地の貸借、譲渡における公平性 の確保に関する請願について	不採択

（条例等）

第83号議案ほか4件について、教育厚生委員

会における、審査の経過並びに結果についての報告と、第 92 号議案の審査の経過について、中間報告を致します。

初めに、第 94 号議案「製造の請負契約の締結」について。

本件は、長崎市科学館展示室リニューアルに伴う、展示物製造等業務委託の契約を締結しようとするものです。

委員会では、

- ・ 設計業者と製造の請負業者が同じ業者であり、入札率が 99.63% と高い結果になっていることから、当初から設計業者と製造の請負を随意契約とせずに、あえて製造の請負を入札とした理由について、ただしました。

この点、理事者から、

設計業務を公募型プロポーザル方式で発注した際に、受注者が製造等業務委託に参加することを制限していなかった。

予定価格を非公表とした場合に、設計業務を受注した業者が参加すると、その受注者のみが積算金額を把握することができ、有利な状況となることから、製造等業務委託については、入札の透明性・公正性の確保を目的に、予定価格を事前公表とした、との答弁がっております。

さらに、委員会では、

・今後の入札・契約業務のあり方について、ただしました。

この点、理事者から、

本件と類似する事案が今後発生した場合の、発

注方法については、2つの方法を考えている。

1つ目が、企画競争で決定した設計業務の受注者については、製造の請負には参加できないという条件を、仕様書に明記する方法

2つ目が、設計業務と製造の請負を一括発注とし、企画競争により受注者を決定する方法で、今後、事案の内容に応じて、適切な方法を選択し、発注することとする。

なお、解体撤去等の分離可能な業務で、市内業者で対応可能なものについては、市内業者に発注することとする、との答弁がっております。

さらに、委員会では、

- ・ 入札参加資格の登録業種の選定理由
- ・ 過去において、設計業者と製造の請負業者が同一の事例の有無

- ・業種ごとに分離して発注を行う考え
- ・過去の類似案件における高落札の実績の有無
- ・予定価格を積算するために設計書を作成した業者が、応札した業者であることに対する見解、  
についてただしました。

その結果、

- ・入札率 99.63%で落札し、しかも 1 者のみの応札であることには、契約のあり方、公平性、平等性に不信感があることは否めないものの、市内の子どもたち、そして多くの市民がこの展示室リニューアルに伴い、科学にさらに興味を持っていく内容であることなどの思いから賛同したいとの賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、

附帯決議を付すべきとの意見が出され、入札の公平性を確保するため、業者みずからが設計した業務委託に関しては、当該業者の入札への参加を制限するなど、入札制度全般の見直しを含め検討を行うこと、

今回の発注方法が前例とならないように、今後の類似の業務委託契約事案が生じるまでに、対応策を講じること

複数の業種を、入札の前提条件とすることにより、地元発注ができない状況となっていることから、分離して発注できる契約については分離し、より地元業者への発注に努めること

を要請する旨の附帯決議を、全会一致で決定しました。

## 第94号議案「製造の請負契約の締結について（長崎市科学館展示室リニューアルに伴う展示物製造）」に対する附帯決議

本議案は、長崎市科学館展示室リニューアルに伴う展示物製造等業務委託の契約を締結しようとするものである。

同契約の相手方となった業者は、今回の業務委託の設計を行った業者であり、入札率が99.63%という非常に高い結果となったことは、入札の競争性・公平性が保たれていたとは言い難いものである。

業務委託の内容の詳細を知り得ている設計業者が応札できる仕組みとしていたことは、設計業者をプロポーザル方式により選定する際に、製造の請負契約の入札には参加できない旨の設定が必要であったものであり、本市の入札制度のあり方に対しては、疑念を抱かざるを得ない。

また、本議案に係る制限付一般競争入札は、公告日現在、「看板、表示版企画・制作（屋内）」、「映画・ビデオ・DVD製作」及び「その他室内装飾・家具・木工品」の業種の登録がある業者を対象として行っているが、その相手方となり得る業者は、全国で5者しかいない中で、そのうちの1者である設計業者のみの応札となっていたことは、本市の契約のあり方としては、非常に遺憾に感じる次第である。

よって、今後の本市の入札契約制度のあり方については、次の3点について、強く要望する。

- 1 入札の公平性を確保するため、業者みずからが設計した業務委託に関しては、当該業者の入札への参加を制限するなど入札制度全般の見直しを含め検討を行うこと。
- 2 今回の発注方法が前例とならないように、今後の類似の業務委託契約事案が生じるまでに対応策を講じること。
- 3 複数の業種を入札の前提条件とすることにより、地元発注ができない状況となっていることから、分離して発注できる契約については分離し、より地元業者への発注に努めること。

次に、請願第3号「国民健康保険税の引き下げを求める請願」について。

委員会では、理事者に対し、都道府県単位化に伴う、税負担の増額の可能性についてたまたなど、内容検討の結果、

- ・本市は、人口減少などで市税の減収、地方交付税の減少などにより、これからも厳しい財政状況が見込まれる中、多額の一般会計からの繰り入れを行うことは、国民健康保険の被保険者以外の市民も負担することとなることから、問題であるとの反対意見が出されました。

一方、一部委員から、

- ・国庫補助の削減、また、税率改定による13.6%の値上げにより、被保険者の負担状況は悪化しており、都道府県単位化による不安もある。

国保加入者のさらなる負担増が懸念されることから、本請願の趣旨に賛同したいとの賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成少数で本請願を不採択とすることに決定しました。

次に、請願第4号「市議会一般質問での理事者による議員への虚偽答弁、及び市長が複数の社会福祉法人と交わした契約書での契約違反行為と社会福祉法人に提出した公文書での偽造記載、及び、陳情書の審査における理事者の虚言、委員会の審査と審査概要の疑義、並びに、公共施設・私有地の貸借譲渡における公平性の確保に関する陳情」について。

本請願は、本市が市内の社会福祉法人等に貸借している、老人デイサービスセンターに関する契

約の終期設定に係る考え方や、契約更新のあり方、大規模改修に係る協議への対応等について、理事者の恣意的な説明や、本市に契約違反があったなどの意見が述べられているものです。

委員会では、

- ・大規模改修に当たっての、市と貸借人との協議状況についてたまたなど、内容検討の結果、

- ・普通財産の使用貸借による契約内容と、その履行について、当事者と市の間で、共通認識が保たれていなかったことが、本請願の根底にあり、使用貸借は、当事者の一方が無償で使用した後に、返還することを約束するものであるため、契約者間で協議すべきものであり、本請願については賛同できない。

- ・弱者である高齢者の立場を考慮し、弱者の立場

に立って協議を重ねるという意味からは、請願者の意思はわかるが、内容が納得できる箇所ばかりではないため、本請願については賛同できないとの反対意見が出され、採決の結果、本請願を不採択とすることに決定しました。

次に、第 83 号議案「平成 29 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算 第 1 号」、及び第 88 号議案「長崎市立中学校条例の一部を改正する条例」の以上 2 件については、内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決すべきと決定しました。

最後に、第 92 号議案「工事の請負契約の締結」について、中間報告を致します。

本件は、仁田佐古小学校建設特殊基礎工事の契約を締結しようとするものです。

委員会では、審査に先立ち、同小学校の新校舎建設予定地で発見された、小島養生所の遺構の保存等を求める趣旨で提出があっておりました、3件の陳情の陳情人に対し、参考人としての出席を要請し、種々論議を行いました。

さらに、議案審査の参考とするため、長崎市文化財審議会の会長に、参考人としての出席を要請し、これまでの小島養生所の遺構に係る、審議の経過について説明を求めました。

その後の審査では、

- ・ 9月末までに行うこととしている、遺構調査のスケジュールの妥当性

- ・ 仁田・佐古間通学路整備のための、用地買収の進

## 捗状況

・長崎市文化財審議会から指摘があっている部分の、遺構調査の進捗状況

- ・分析究理所の遺構である、雨落ち溝の保存方法
- ・契約議案議決後の工事の着手時期
- ・長崎大学からの要望書に対する、市の見解についてたすなど、慎重に審査を行いました。

その結果、

- ・長崎市文化財審議会が、遺構調査を求めている部分についての、調査結果を待ち、長崎大学からの要望に対しての、回答を整理するなど、今後の方針が定まるまで、本議案を継続審査とすべきである、との意見が出され、全会一致で本議案を閉会中もなお継続審査を要するものと決定し、議長に対し、その申し出を行いました。

(補正予算第3号)

第81号議案「平成29年度 長崎市 一般会計 補正予算 第3号」について、教育厚生委員会所管部分における、審査の経過並びに結果について、報告いたします。

まず、総務費において、市内の指定障害福祉サービス事業者による、訓練等給付費の不正受給が発覚したことから、不正受給に係る国庫負担金及び県負担金の返還を行うための 社会福祉費返還金 が計上されています。

委員会では、

・今回、諫早市からの通報により、不正受給が発覚したことから、本市の指導監査体制のあり方

- ・事業者からの不正受給分の返還の見通し
  - ・定期の指導監査以外に、抜き打ちの指導監査を実施する考えの有無
  - ・事業者から再度指定の申請があった場合の、本市の対応
- についてただすなど、内容を検討しました。

次に、民生費において、共同生活援助事業所や高齢者施設における、スプリンクラー設備等の整備に対して助成を行うための、障害者福祉施設整備事業費補助金 及び 高齢者福祉施設整備事業費補助金 が計上されております。

委員会では、

- ・スプリンクラー設備等の、未設置事業所の把握状況

- ・ 設備設置後の、避難訓練の実施予定の有無

についてたただすなど、内容を検討しました。

次に、同じく民生費において、国の補助基準額の改正等に伴い、放課後児童クラブに係る、運営費等について助成額を増額するための 放課後児童健全育成費 が計上されております。

委員会におきましては、

- ・ 放課後児童支援員の、指導能力を担保する方策
- ・ 地域の方や保護者が主体となり運営している、

放課後児童クラブへの改正内容の周知方法

- ・ 運営費を助成している行政が、抜き打ちで監査を行う考えの有無

についてたただすなど、内容を検討しました。

以上が、審査経過の概要ですが、その結果、

- ・市内の指定障害福祉サービス事業者に対しては、定期的な指導監査を行うとともに、抜き打ちの現地立ち入り調査も行いながら、二度とこの種の事案が発生しないよう、市が強力な指導を行うこと
- ・共同生活援助事業所や高齢者施設における、スプリンクラー設備等の設置については、職員・利用者を含めた避難訓練等を実施し、設備の機能や取り扱い方法などの、周知徹底を図るとともに、定期的な機械設備のメンテナンスを行ってほしい、との要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきと決定いたしました。

以上、9月議会での教育厚生委員会での審査報告を終わります。